

## 「山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）」の 指定管理者の候補者選定結果について

さきに、公募を行った「山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）」の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定しましたので、お知らせします。

なお、地方自治法の規定により、あらかじめ山形県議会の議決を経たうえで、指定管理者の指定が行われることとなります。

- 1 施設名 山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）
- 2 募集期間 令和元年7月5日から令和元年8月15日まで
- 3 申請団体数 2団体
- 4 指定管理者の候補者  
団体名： 株式会社清川屋  
住 所： 鶴岡市宝田一丁目4番25号

### 5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む計7名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

#### （1）審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 各申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果に基づく総合的な審議・評価

#### （2）評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

## 6 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点	
I 基本事項	1 施設の設置目的と管理運営方針	○県が示す管理運営の基本的考え方と申請者が提案した方針は合致するか。 ○申請者の経営モラルは適切か。	※	
	2 維持管理の適確性	○施設の安全管理、利用者の安全管理の取組みは明確か。 ○当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。		
	3 危機管理対策、情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	○危機が発生した場合の対応計画及び予防対策は明確か。 ○情報公開、個人情報の保護及び公益通報者保護の取組みは明確か。		
	4 労働法令の遵守	○労働関係法令は遵守しているか。 ○最低賃金は遵守しているか。		
II 施設の平等利用の確保	1 施設の平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	○利用者ニーズの把握や苦情対応を適切に行い、運営に反映する仕組みになっているか。 ○高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用しやすさに配慮されているか。	5点	5点
III 事業計画書の内容が、施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	1 物販エリアの管理運営	○県が示す基本方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ○内装デザインのコンセプト、店舗内のレイアウト、その整備経費の提案は具体的で効果的なものになっているか。 ○取扱商品の選定、調達方法、販売方法等に関する考え方が適切か。 ○集客・販売促進への取組（文化機能での催事時の対応や、連携した販売促進の取組みを含む。）は十分か。 ○地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	20点	65点
	2 飲食エリアの管理運営	○県が示す基本方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ○内装デザインのコンセプト、店舗内のレイアウト、その整備経費の提案は具体的で効果的なものになっているか。 ○料理提供方法、メニュー、本県の食の魅力の発信等に関する考え方が適切か。 ○集客・販売促進への取組（文化機能での催事時の対応や、連携した販売促進の取組みを含む。）は十分か。 ○地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	20点	

	3 一般利用者用駐車場の管理運営	○駐車場監視、事故対応等の運営体制は十分か。 ○混雑が見込まれる時の対応は適切か。	5点	
	4 収支計画の適確性及び経営の持続性	○収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ○収支計画（売上目標を含む。）は実現可能で持続可能なものか。	20点	
IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有する	1 安定的な運営が可能となる人的能力	○職員体制は十分か。 ○責任の所在は明確か。 ○職員の育成、研修体制は十分か。 ○外部委託の実施計画は妥当か。 ○共同企業体の場合、構成員の責任・役割分担は妥当か。 ○過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適切な措置がとられているか。	10点	30点
	2 安定的な運営が可能となる経営的基盤	○申請者の財務状況は健全か。 ○金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	10点	
	3 安定的な運営が可能となる業務実績	○類似業務の実績の有無。	10点	
合 計			100点	

※ 基本事項について、満たしていなければ「失格」となる。

## 7 選定理由

山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会における審査結果は下記のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「株式会社清川屋」（以下、「A」という。）を指定管理者の候補者として選定した。

- 選定基準Ⅰについて
  - ・ 2団体とも各審査項目の基準を満たしていた。
- 選定基準Ⅱについて
  - ・ 施設の平等利用の確保について、ほぼ同じと評価された。
- 選定基準Ⅲについて
  - ・ 物販エリアの管理運営について、物販と飲食の一体的な運営の提案のあったAが高い評価を得た。
  - ・ 飲食エリアの管理運営について、文化機能利用者への訴求、食の魅力による誘客など、より効果的と認められる提案のあったAが高い評価を得た。
  - ・ 一般利用者用駐車場の管理運営について、Bがやや高い評価を得た。
- 選定基準Ⅳについて
  - ・ 安定的な運営が可能となる人的能力については、Aがやや高い評価を得た。
  - ・ 安定的な運営が可能となる経営的基盤について、Bが高い評価を得た。

以上、合議による総合的な審議・評価の結果、A（株式会社清川屋）を指定管理者の候補者とすることが適当であると認められた。

区分	A (株式会社清川屋)	B
選定基準Ⅰ	適格	適格
選定基準Ⅱ	3.6	3.9
選定基準Ⅲ	51.1	44.9
選定基準Ⅳ	21.4	22.6
合計	76.1	71.3

(注1) 点数は、各審査委員の平均値である。

(注2) 点数は、小数第2位を四捨五入したものである。そのため、合計欄の数値が、選定基準Ⅰ～Ⅳまでの集計値と一致しない場合がある。

## 8 指定期間

令和元年12月1日から令和8年3月31日まで